

大牟田市立橋中学校いじめ防止基本方針

H30. 4. 5改定

【前文】

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年10月いじめ防止等のための基本的な方針が文部科学大臣決定事項として示された。国の基本的な方針に基づき、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を送る学校において、いじめは常に起こり得ることである。との認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。生徒をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し、基礎的な学力を身につけさせ、すべての生徒が認められているという実感（自己有用観）をもつことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめをしない・させない・見逃さない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の対策

（1）いじめの防止等に対する本校の取組

① 大牟田市立橋中学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定により、学校は、学校いじめ防止基本方針を定めなければならない。策定にあたっては、国・県・市の基本方針、「『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」（国立教育政策研究所）を参考にする。基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などに係る具体的な内容を示す。また、方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

なお、策定した学校の基本方針については、本校のホームページや学校通信等で、周知を図ることとする。

② いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定により、学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する「学校におけるいじめの防止等の組織」を設置することとされている。本校では、「橋中学校いじめ防止対策推進委員会」を設置する。委員会は、校長、教頭、主幹教諭（教務担当・生徒指導担当）、補導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長、副会長）で構成し、委員会はいじめ防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たす。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断を行う役割
- 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する役割
- 教職員の共通理解と意識啓発を行う役割
- 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う役割
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約を行う役割

③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

本校においては、基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「橘中学校いじめ防止対策推進委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かす。

④ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に大牟田警察署等と連携していく体制を構築することが必要である。いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、橘中学校区教育力向上推進協議会との連携も進めていく。

⑤ いじめ防止等のために学校が実施する取組

ア いじめを生まない教育活動の推進

○教育課程の充実（生徒をいじめに向かわせないための教育活動）を図り、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の充実、命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を推進する。特に以下の点に重点を置く。

- ・基本的な生活習慣および学習規律の確立
- ・基礎的・基本的な学力の確実な定着をはかる教科指導
- ・道徳の時間を要とした心の教育
- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
- ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導

イ いじめの早期発見

○県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用し、いじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。

- ・教育相談の毎学期1回の実施
- ・学校生活アンケートの毎学期1回の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの毎学期1回の実施
- ・相談BOXの活用
- ・家庭用チェックリストの実施
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・定期的なチェックリストの活用による状況把握

○相談・通報等を受けた場合、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。その際、法が規定するいじめの相談・通報への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する速報及び調査結果を作成し、大牟田市教育委員会へ提出する。

○留意事項

- ・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。
- ・インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。
- ・性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。
- ・教職員がいじめの情報や学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること。

ウ いじめの早期対応

○いじめ防止対策委員会の会合を学期1回以上開催する等、本校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進するとともに以下のことに重点を置く。

- ・事実関係の迅速かつ的確な把握
- ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
- ・いじめを受けた生徒を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ・いじめた生徒への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援
- 組織的な対応を推進するために以下の点を中心に指導体制の充実を図る。
 - ・生徒指導主事をいじめ問題に関するコーディネーターとして位置づけ
 - ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施

・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立

○被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、大牟田市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

○出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的対応の徹底を図り、大牟田市教育委員会と連携し、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

○学校だけでは対応が困難な事案に対して、大牟田市いじめ防止対策委員会や福岡県教育委員会が設置しているいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

○留意事項

・いじめは、単に謝罪を持って安易に解消をはせず、少なくとも次の二つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

エ 生徒理解と教育相談体制の整備

○いじめの問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、教育相談機能の向上を図る。

○子どもホットライン24相談窓口や大牟田市の教育相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を周知する。

○法務省人権擁護局事業の「子ども人権SOSミニレター」の活用を行う。

○教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携を層強化する。

○留意事項

・学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を入学時・各学年の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

オ 教員研修の充実

○教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、この基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

○県教育センターや大牟田市教育研究所と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等を行う。

カ 保護者・地域等への働きかけ

○福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など関係団体等と連携した取組を推進する。

○家庭におけるネットいじめへの理解やネットいじめの早期発見の促進のために、県が作成した家庭用リーフレットにより、ネット上のいじめに関する内容を周知する。

○生徒と保護者が、ともに、情報モラルの学習会に参加する機会を設ける。

○保護者が、保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに関するリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布などを行い、家庭への啓発活動を推進する。

○いじめ防止に係る取組をホームページや学校通信等で紹介し、保護者や地域の方々への学校の取組の周知と啓発を行う。

キ 適切な学校評価・教員評価

○いじめ防止対策推進委員会の組織と役割、学校のいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応について自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。

○学校評価・教員評価の中のいじめに関する評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、結果を以後の取組に活かす。

3 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合である。迅速に教育委員会へ報告する。